

口座開設金の額

平成 14 年 6 月 17 日現在

業務規程第 16 条第 2 項及び第 18 条第 3 項の規定に基づく口座開設金の額並びに第 25 条第 3 項の規定に基づく質権口座開設金の額は、次のとおりとする。

区 分	徴 収 額
口座開設金	100 万円 ただし、区分口座を設ける場合は、1 を超える区分口座ごとに 30 万円
質権口座開設金	30 万円 ただし、1 を超える口座については、この限りでない。